

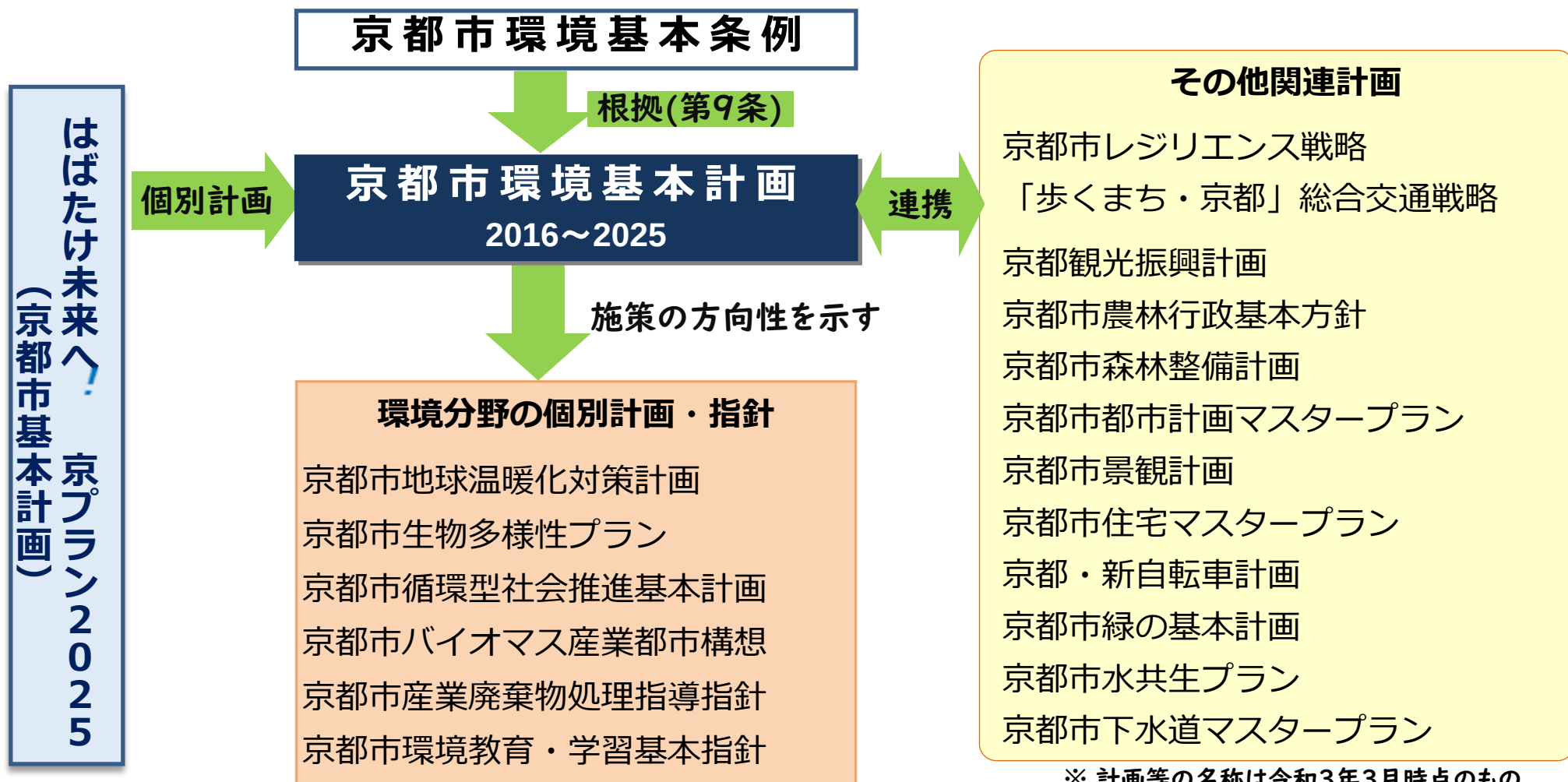
京都市環境基本計画について

Ⅰ 現行計画（京都市環境基本計画 2016～2025）の概要

- (1) 計画の位置付け・目的
- (2) 計画期間、中間見直しの内容
- (3) 京都市が目指す環境像、施策の体系
- (4) 計画の進捗管理

2 次期計画策定に係る背景

- 京都市環境基本条例第9条の規定に基づく環境行政のマスタートプラン
- 環境保全に関する長期的目標及び個別の分野の基本施策を示す。
- 環境分野の個別計画の上位計画として施策の方向性を示す。



※ 計画等の名称は令和3年3月時点のもの

- ・ 計画期間は2016（平成28）年度～2025（令和7）年度（10 年間）
- ・ 計画中間年度の2020（令和2）年度に**中間見直し（一部改定）**を実施

中間見直しの内容

- ・ 計画策定後に配慮すべき3点について追記

① 持続可能な開発目標（SDGs）

⇒ SDGsの理念は当該計画等と多くが一致し、地方創生やレジリエント・シティも含めて一体的な推進を図っていく。

② 持続可能な都市文明の構築を目指す京都宣言

⇒ 宣言に掲げる「2050年の世界の都市のあるべき姿」の実現及び2050年二酸化炭素排出量正味ゼロに向け、地球温暖化対策、生物多様性保全及び循環型社会構築を一体として具体的な行動を進める。

2050年の世界の都市のあるべき姿

- ・ 自然との共生の実現
- ・ 価値観やライフスタイルの転換
- ・ 持続可能社会構築の「担い手」育成
- ・ 技術革新, 気候変動適応策の進展
- ・ 循環型社会の構築
- ・ 都市によるエネルギー自治の実現
- ・ 環境負荷低減と利便性向上の両立
- ・ 持続可能社会の実現に向けた取組が社会問題の平和的解決に貢献

③ 新型コロナウイルス感染症

⇒ 環境施策の推進に当たっては、感染症の拡大防止を図りつつ、停滞した社会や経済の回復につなげていく。

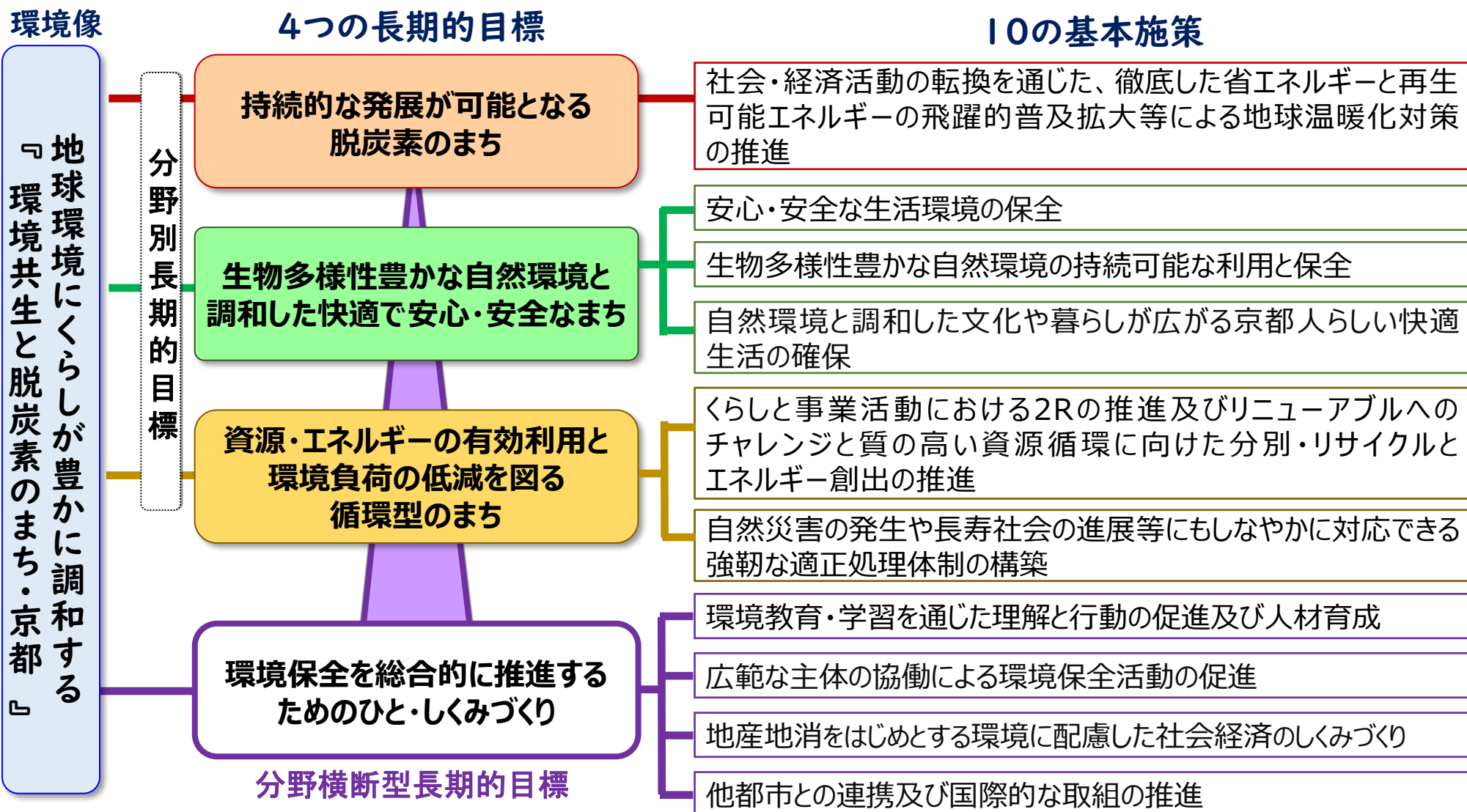
- ・ 京都市地球温暖化対策計画等の個別計画の改定内容を反映し、長期的目標や基本施策、環境指標（目標数値）を更新

地球環境に暮らしが豊かに調和する 『環境共生と脱炭素のまち・京都』

- ・ 京都人が長い歴史のなかで培ってきた価値観である「もったいない」、「しまつ」、「おかげさま」の精神を尊び共有することで、交通・都市づくり、ものづくり、なりわい、すまいと暮らしといったあらゆる場において、これまでの延長にとどまらない取組を市民ぐるみで実践し、環境と調和した持続可能な社会の実現を目指す。
- ・ 「はばたけ未来へ！ 京プラン2025」に掲げた6つの京都の未来像の一つである。



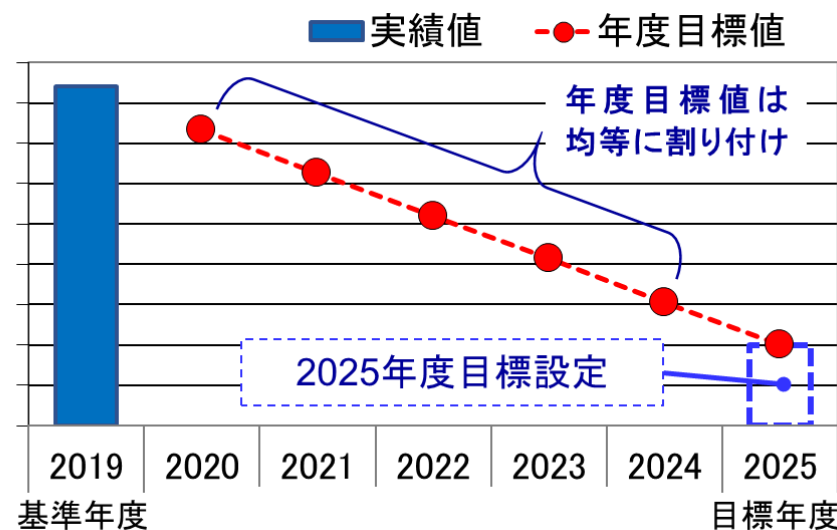
- 4つの「長期的目標」と施策や取組の方向性を示す10の「基本施策」
- 分野別の長期的目標に加え、**分野横断型**の長期的目標「ひと・しくみづくり」を設定



- ① 計画の進行管理は分野ごとに設定した**環境指標**を用いて実施
- ② 環境指標には**客観的指標**と**主観的指標**があり、客観・主観の両面から評価

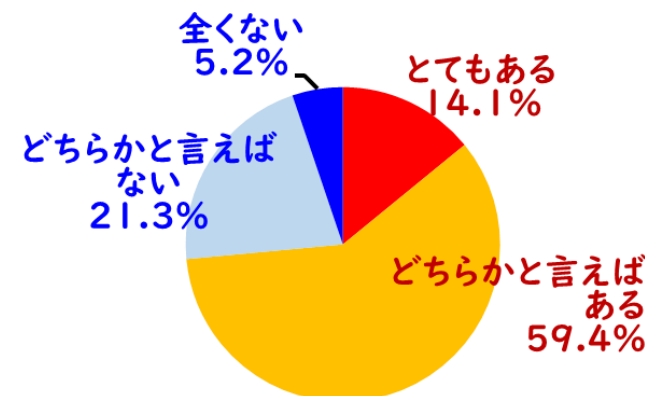
客観的指標（12の指標）

- ・ 温室効果ガス総排出量削減率やごみ焼却量等の**実績値**で評価
- ・ 基準年度実績から目標値までを直線的に均等に割り付けて、年度目標値を設定（右図）
- ・ 年度目標値に対する各年度の実績値の達成率に応じて5段階（☆☆☆☆☆）で評価



主観的指標（11の指標）

Q 環境保全や環境問題に対して関心がありますか？（令和4年2月調査）

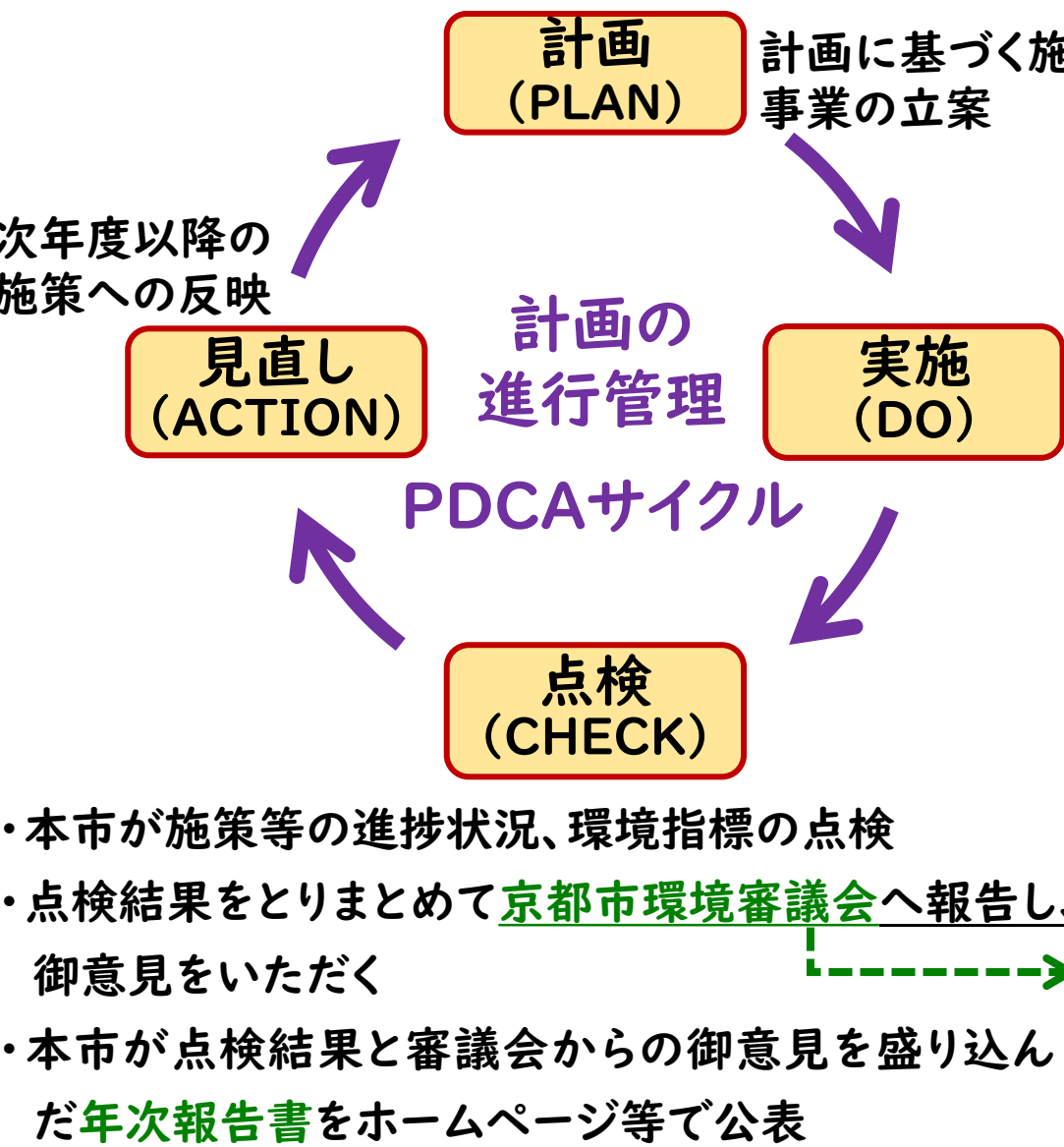


- ・ インターネットによる市民アンケート調査(1,000名)により**市民実感度**を把握

「省エネルギーや節電の取組が年々進んでいると感じるか。」など指標がアンケートの質問に設定されている。

- ・ 各指標(質問)に対する選択肢を5つ、選択肢ごとに配点※を設け、全回答から数値化（市民実感度）し、5段階で評価

※ そう感じる 2点、どちらかと言えばそう感じる 1点、
どちらかと言えばそう感じない -1点、そう感じない -2点、わからない 0点



施策・事業の実施

京都市環境審議会とは

- 👉 環境の保全に関する基本的事項等について、市長の諮問に応じ、調査し、審議する付属機関
 - ・環境分野に関する条例の制定・改正の諮問
 - ・環境分野の計画の策定・改定の諮問
- 👉 委員数29名（学識者、環境保全活動団体、市民公募、市民団体、事業者団体の代表など）
- 👉 審議会の下に5つの部会を設置
 - ① 環境基本計画評価検討部会（環境総務課）
 - ② 地球温暖化対策推進委員会（地球温暖化対策室）
 - ③ 生物多様性保全検討部会（環境保全創造課）
 - ④ 京都環境賞選考部会（環境保全創造課）
 - ⑤ 環境保全基準部会（環境保全創造課）

次期計画策定に係る背景

間もなく目標年次（2025年）を迎える
2025年以降の次期京都市環境基本計画を策定

国内外の情勢

この間、脱炭素社会や自然と共生する社会、循環経済の実現に向けた世界的な潮流、コロナ禍を経た社会経済システムの変革、気候変動による災害激甚化など、国内外の社会情勢は大きく変容。

本市の上位計画

政策推進等の方向性を総合的に示す

- ・次期総合計画
- ・新たな戦略※今年度中に策定・公表
策定の動き

本市の課題

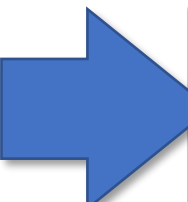
持続可能な都市経営を進める上での人口減少対策への取組と併せて、文化、くらし、経済をいかに次世代につないでいくか。

以上のような現状を踏まえ、持続可能な社会の実現に向け、
将来を見据えた次期京都市環境基本計画を策定

環境基本計画

- ・環境基本条例第9条に基づき策定する、本市環境行政のマスタープランであり、本市総合計画の分野別計画であるとともに、以下の環境3分野の個別計画の上位計画として施策の方向性を示す。

- ・京都市地球温暖化対策計画（2021-2030）
- ・京・資源めぐるプラン（2021-2030）
- ・京都市生物多様性プラン（2021-2030）



今後、次期京都市環境基本計画の策定を、
同計画の個別計画（脱炭素・資源循環・生物多様性の3分野）
の中間見直しと合わせて進める。

環境基本条例第9条（抄）

第9条 市長は、本市の自然的社会的条件に応じ、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- （1）環境の保全に関する長期的な目標
- （2）環境の保全に関する個別の分野の施策の大綱
- （3）環境の保全に関する配慮の指針
- （4）その他環境の保全に関する重要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、京都市環境審議会の意見を聴くとともに、事業者及び市民の意見を適切に反映するために必要な措置を講じなければならない。

- ・環境審議会に「環境基本計画策定検討部会」を設置し議論を行う。
2～3か月に1回の頻度で、部会を開催する。
- ・環境基本計画策定の検討については、本審議会の部会である「地球温暖化対策推進委員会」「生物多様性保全検討部会」や「廃棄物減量等推進審議会」における個別計画の中間見直しとも協調して行う。
- ・検討においては、関係団体等との意見交換、市民アンケート等で幅広く意見をいただきながら、内容の検討を進めていく。
- ・予定としては来年度の秋頃をめどに審議会から答申（「地球温暖化対策推進委員会」「生物多様性保全検討部会」で検討した個別計画の中間見直しの結果も含む。）をいただき、その後パブリックコメントを経て環境基本計画を策定する。